

資料編

1 第7期計画期間の高齢者施策の取組状況と評価

第7期計画期間の高齢者施策については、次のとおり、重点事業を含め各事業において目標や施策の方向性に沿って進めることができました。

<>内は達成状況を計るための目標

【計画】 1 段目は目標値、2 段目（ ）内は各年度実績値
（実績値が計画値と同じ場合は記載省略）
※令和2年度は令和2年12月末実績

【評価】 ◎「達成された」 ○「ほぼ達成された」
（4段階） △「あまり達成されていない」 ×「達成されていない」

（1）目標1 健康づくり(介護予防)と社会参加の促進

健康づくり（介護予防）の総合的な推進では、介護予防プログラム「中央粋なまちトレニング（略称：粋トレ）」を開発し、敬老館や高齢者通いの場など地域の身近な場所や様々なイベントで区民に広く周知しました。

社会参加・生きがいの促進では、「退職後の生き方塾」を開催し、受講修了者による自主サークルの立ち上げを支援したほか、元気高齢者人材バンクについては技能お披露目会やPR会を行い新規登録者の拡大を図るとともに、登録者が活躍できる多世代交流や新しい活動の場を提供しました。

目標1 健康づくり（介護予防）と社会参加の促進の第7期事業計画と評価

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標1 健康づくり(介護予防)と社会参加の促進				
(1)健康づくり(介護予防)の総合的な推進				
介護予防プログラムの普及 ＜プログラム普及箇所数＞	計画	調査・検討 (開発・周知)	60カ所 (82カ所)	70カ所 (37カ所)
	評価	◎	◎	
(2)社会参加・生きがいの促進				
「退職後の生き方塾」の開催および活動支援	計画	開催	活動支援	活動支援
	評価	◎	◎	
「元気高齢者人材バンク」の活動支援 ＜活動依頼件数＞	計画	60件 (52件)	70件 (51件)	80件 (8件)
	評価	○	○	
「いきいき桜川」の改築 (目標5の特別養護老人ホームの整備、認知症高齢者グループホームの整備と合わせて評価)	計画	改築工事 (仮施設で運営)	改築工事 (仮施設で運営)	開設 (整備中)
	評価	◎	◎	

(2) 目標2 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり

「地域ボランティアによる見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充では、毎年活動に参加する団体を増やすことができました。

「通いの場の拡大」では、元気応援サポーターが新規に立ち上げることができたほか、新規団体の拡大を図るため、様々な場で団体に出向いて事業説明を行いました。また、通いの場の運営に関する研修会を定期的に行いました。

「住民参加による支え合いの体制づくり」の推進では、第二層協議体を3つの生活圏域に整備し、高齢者の生活支援に関するニーズの把握や地域活動団体の支援や担い手の育成等を行ったほか、支えあいのまちづくりについての勉強会を開催しました。また、区全体での協議体を開催し、地域課題の把握と関係団体の連携強化・情報共有を図りました。

目標2 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくりの 第7期事業計画と評価

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標2 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり				
(1) 安心・見守りネットワークの拡充				
「地域ボランティアによる見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充 ＜見守り団体・協定事業者数＞	計画	38団体 (39団体)	42団体 (44団体)	47団体
	評価	◎	◎	
(2) 住民どうしの支え合いの仕組みづくり				
「通いの場」の拡大 ＜新規開設団体数＞	計画	新規8団体 (新規5団体)	新規8団体 (新規7団体)	新規8団体 (新規1団体)
	評価	○	○	
(3) 生活支援体制の整備				
「住民参加による支え合いの体制づくり」の推進 ＜生活支援等サービス体制整備地域＞	計画	1地域(月島)	2地域	3地域
	評価	◎	◎	

(3) 目標3 認知症ケアと在宅療養支援の推進

認知症の相談・支援体制の充実では、おとしより相談センターと介護保険課の連絡会を開き、連携を図りました。また、認知症初期集中支援チームによる支援件数は少なかったもののいつでも派遣できる体制を整えることができました。

認知症の人にやさしい地域づくりでは「認知症サポーター養成講座」をこれまでの対象者に加え、児童館において小学生向け講座を行ったことにより、幅広い年代に受講を拡大することができました。さらに、区施設以外で認知症カフェが開催されるなど、身近なところで相談できる場が拡大されました。

在宅医療・介護連携の強化では、令和元（2019）年度から各おとしより相談センターで医療と介護の関係者の交流の場を開催し、相互の連携について拡大に繋げることができました。

在宅療養の普及啓発では、認知症をテーマとした在宅療養支援シンポジウムや歯科と薬の講演会を開催しました。

目標3 認知症ケアと在宅療養支援の推進の第7期事業計画と評価

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標3 認知症ケアと在宅療養支援の推進				
(1) 認知症の相談・支援体制の充実				
「認知症サポート電話およびおとしより相談センターによる相談支援」の充実 ＜相談件数＞	計画	2,400件 (3,330件)	2,650件 (3,323件)	2,900件 (2,406件)
	評価	◎	◎	
「認知症初期集中支援チーム」による支援 ＜支援件数＞	計画	10件 (4件)	15件 (4件)	20件 (2件)
	評価	△	△	
(3) 認知症の人にやさしい地域づくり				
「認知症サポーター養成講座」の受講者数拡大 ＜認知症サポーター数＞	計画	延べ13,700人 (延べ14,206人)	延べ15,700人 (延べ16,177人)	延べ17,700人 (延べ16,610人)
	評価	◎	◎	
「気軽に相談できる場（認知症カフェ等）」の拡大 ＜区が支援する認知症カフェ等の数＞	計画	3カ所 (4カ所)	6カ所 (8カ所)	9カ所 (7カ所)
	評価	◎	◎	
(5) 在宅医療・介護連携の強化				
「医療と介護の関係者の交流の場」の拡大 ＜開催回数、H23からの延べ参加人数＞	計画	4回 650人 (4回 695人)	6回 800人 (4回 864人)	6回 1,000人 (2回 727人)
	評価	◎	◎	
(6) 在宅療養の普及啓発				
「区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会」の拡充 ＜開催回数、H23からの延べ参加人数＞	計画	2回 延べ950人 (2回 延べ1,021人)	2回 延べ1,050人 (2回 延べ1,193人)	2回 延べ1,150人 (2回 延べ1,306人)
	評価	◎	◎	

(4) 目標4 介護サービスの充実と人材確保

介護保険制度の円滑な運営では、介護支援専門員にケアプラン点検について再確認等してもらうことにより、資質の向上に繋がりました。

在宅生活を支えるサービスの充実では、小規模多機能型居宅介護運営事業者と連携し、周知および利用促進に努めました。また、看護小規模多機能型居宅介護の施設整備を促進するための手法を整理したほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、サービスの普及・啓発を図るとともに、ニーズの動向の把握に努めました。

介護サービスの質の向上では、地域ケア会議にてさまざまな事例について検討を行い、専門職のアドバイスを受けるなど、適切で効果的なケアプランの作成に取り組みました。

介護人材の確保では、介護職員初任者研修を開催するとともに、介護事業所への就職の斡旋や、合同就職相談・面接会を実施しました。また、区内事業所の介護職員等のための宿舍借上支援事業を開始しました。

家族介護者への支援では、ショートステイ1カ所を整備しました。

目標4 介護サービスの充実と人材確保の第7期事業計画と評価

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標4 介護サービスの充実と人材確保				
(1) 介護保険制度の円滑な運営				
「介護給付適正化」の推進 ＜ケアプラン点検対象事業所数＞	計画	8カ所	8カ所	12カ所 (2カ所)
	評価	◎	◎	
「介護サービス事業者の実地指導」の強化 ＜実地指導＞	計画	25回 (26回)	30回	30回 (16回)
	評価	◎	◎	
(2) 在宅生活を支えるサービスの充実				
「小規模多機能型居宅介護」の普及 ＜区内事業所数、利用者数＞	計画	3事業所 44人 (3事業所 63人)	3事業所 54人 (3事業所 65人)	3事業所 79人 (3事業所 69人)
	評価	◎	◎	
「看護小規模多機能型居宅介護」運営事業所の誘致	計画	誘致の検討 (誘致に向けた制度内容の把握)	誘致の検討 (誘致に関する情報の整理)	誘致 (機会を捉えた供給誘導)
	評価	△	△	
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及およびサービスの確保 ＜区内事業所数、利用者数＞	計画	2事業所 44人 (2事業所 24人)	2事業所 55人 (2事業所 27人)	3事業所 79人 (2事業所 21人)
	評価	△	△	
(3) 介護サービスの質の向上				
「地域ケア会議」の充実 ＜資質向上型地域ケア会議の開催回数＞	計画	検討 (1回)	3回 (1回)	6回 (0回)
	評価	◎	△	
(4) 介護人材の確保				
区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」の実施 ＜雇用人数＞	計画	10人 (12人)	10人 (12人)	10人 (6人)
	評価	○	○	
(5) 家族等介護者への支援				
「ショートステイ(短期入所生活介護)サービスの拡大 ＜事業所数、床数＞	計画	6カ所 57床	6カ所 57床	7カ所 65床 (6カ所 57床)
	評価	◎	◎	

(5) 目標5 安心して生活できる住まいの確保

いきいき桜川の改築に伴い、次の施設を整備しました。

地域密着型特別養護老人ホーム 29 床

認知症高齢者グループホーム 18 床

目標5 安心して生活できる住まいの確保の第7期事業計画と評価

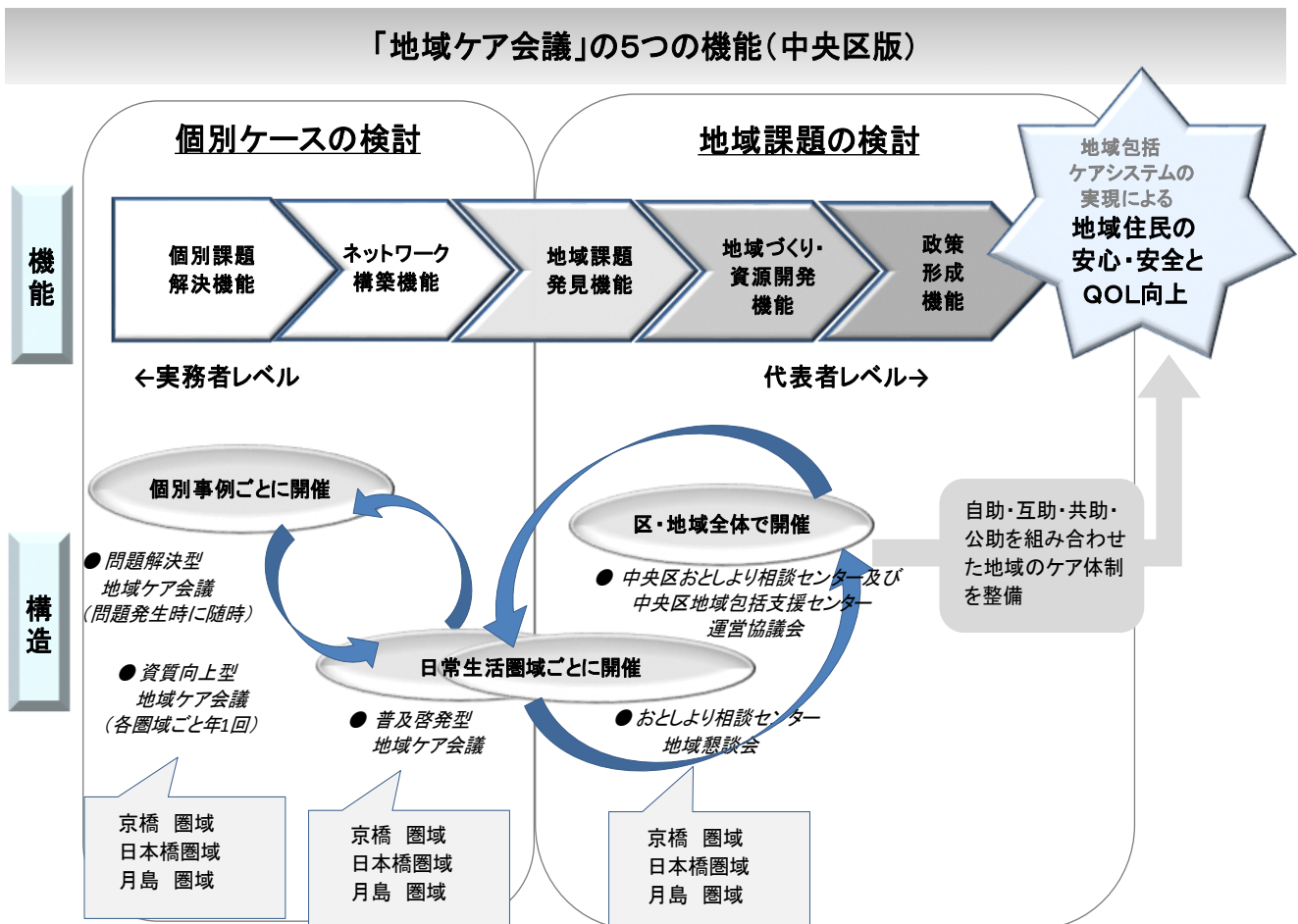
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標5 安心して生活できる住まいの確保				
(3) 特別養護老人ホームの整備				
地域密着型特別養護老人ホームの整備	計画	改築工事	改築工事	開設(定員29人) (整備中)
	評価	◎	◎	
(4) 認知症高齢者グループホームの整備				
認知症高齢者グループホームの整備	計画	改築工事	改築工事	開設(定員18人) (整備中)
	評価	◎	◎	

(3)、(4)ともに目標1「いきいき桜川の改築」と合わせて評価

2 地域ケア会議から見えてきた課題と提案

日常生活圏域ごとのおとしより相談センター（地域包括支援センター）における実務者レベルでの地域ケア会議において、個別ケースの検討過程から出された地域課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域づくりのための必要な社会資源として計画に位置付け、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの推進を図っています。

地域ケア会議の機能



（１）京橋地域

京橋地域では、高齢者が地域で気軽に買い物に行ける場所が少ないという意見が出されました。その課題解決の方策として、おとしより相談センターから販売店舗、配送会社等社会資源の情報提供や社会福祉協議会が実施している「虹のサービス」による生活支援および民間のスーパー等が行う買い物支援サービスの活用が必要との意見が出されました。

そのほか「集合住宅での高齢者の孤立化防止」「高齢者が安全、快適に入浴を行える環境の整備」などの課題があると議論されました。

(2)日本橋地域

日本橋地域では、介護支援専門員や訪問介護事業所の職員が参加する地域ケア会議において、認知症の発症により就労が困難になってしまったが、新たな活動の場として高齢者自らが、これまでの人生経験を生かしたボランティアとして活動できる場が欲しいとの意見が出されました。また、資格や年齢、認知症の有無等に関わらず、ボランティアを行う意欲のある高齢者が地域で活動できる場を拡大することが必要ではないかと意見が出されました。

そのほか「集合住宅での高齢者の孤立化防止」「気軽に通えるサロンの拡大」「見守り活動の担い手の拡大」などの課題があると議論されました。

(3)月島地域

月島地域の地域ケア会議では、地域住民から、見守り活動が高齢者同士となっているため活動の拡大が難しくなっている現状についての紹介があり、見守り活動を活発化するためには多世代との交流のきっかけづくりやボランティア活動に興味・関心がある方に適切に地域活動の情報が届き、活動に参加してもらえる環境づくりが必要ではないかとの意見が出されました。

そのほか「認知症の高齢者の社会参加」「8050 問題など複合的な課題を抱える家族の孤立化」「身寄りの無い高齢者の緊急時の対応」などの課題があると議論されました。

3 第5期中央区介護給付適正化計画

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が提供することを促すことです。適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度を構築していきます。

介護給付適正化に向けた取組目標、実施内容等

介護給付 適正化全般	現状と課題（第4期介護給付適正化計画における実施状況等）
	<現状> ・第4期介護給付適正化計画では、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が提供するように促し、適切なサービスの確保を図ることにより、資源や費用の効率化につなげていくため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用についてのそれぞれ5つの事業において目標を定め実施してきた。 <課題等> ・令和3年度は認定審査会委員の改選による審査結果のばらつきをなくし、平準化を図る必要がある。 ・介護支援専門員にケアプラン点検についての振り返りを促すため、面談後に同じ利用者のケアプランを再度作成してもらうことにより、介護支援専門員の資質の向上に繋げることができた。一方、面談実施の通知から面談終了まで1カ月半以上、面談当日も2時間以上要する点など、限られた人員で効率的・効果的な実施に向け改善の余地がある。 ・住宅改修等点検については、介護保険住宅改修の趣旨や手続き等について事業者の理解度が十分ではない事例があり、より適切な住宅改修等点検を実施するため、区職員とリハビリテーション専門職等との連携について検討する。 ・給付実績を活用するための職員体制が整っていないことから、給付実績の活用を十分に進めることができていない。第5期は、給付実績の活用を進めるため、国保連の研修等を活用し職員のスキルを向上させるとともに、先行区市町村の好事例を参考にしながら方法などを研究し、給付実績の活用を進める必要がある。
	地域分析をした結果から得られた、管内の利用者やサービスの特徴 （要介護認定率、サービスごとの給付費・受給率等）
	・地域包括ケア「見える化」システムによると、認定率（年齢補正值）が全国平均や都平均と比較して高いが、近隣区と同程度である。 ・地域包括ケア「見える化」システムでサービスごとの受給者1人あたり給付費を分析したところ、訪問看護サービスについては、全国平均や都平均と比較して高い傾向にあり、7期の給付費が計画値を大きく上回っている。また、夜間対応型訪問介護サービスについては、全国平均や都平均、近隣区と比較して、低い傾向にあり、7期の給付費が計画値を大きく下回った。
	介護給付適正化事業全体の方向性、保険者としての考え方 （優先的・積極的に実施する事業、重点事項等）
	<方向性・考え方> 第4期介護給付適正化計画の方向性・考え方に基づき、引き続き適正化事業を実施していく。 <優先的・積極的に実施する事業、重点事項等> ・要介護認定の適正化：合議体間の審査判定の平準化を図る。 ・ケアプラン点検：介護支援専門員の資質の向上に資する、より効果的な実施方法の検討などに取り組みながら、ケアプラン点検を実施していく。 ・住宅改修等の点検：事業者連絡会会員を対象とした研修会や説明会を定期的に開催することで、事業者や介護支援専門員の介護保険住宅改修の趣旨や手続等への普及啓発を促進するとともに、リハビリテーション専門職等の協力を得ながら、効果的な住宅改修等の点検を実施し、適切な給付につなげていく。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
要介護認定の適正化	3	○取組目標
		・改選後の合議体間の傾向と特徴を把握し、審査判定の平準化を図る。 ・適切な認定調査を実施する。 ・介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析する。
		○実施内容・方法
事業実施の基本的考え方	3	・業務分析データ等を活用して、軽重度変更認定の傾向を把握するとともに、審査会関係者連絡協議会や全体会において情報を共有する。 ・業務分析データ等でばらつきを確認し、ばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修やe-ラーニングの受講を促進する。 ・申請から介護認定までの期間等の適正化を図るため、主治医意見書や調査票について進捗状況の確認や提出の催促を行い、期間の短縮を図る。
		○取組目標
		・合議体間の審査判定の平準化を図る。 ・適切な認定調査を実施する。 ・介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析する。
全国一律の基準に基づいた要介護認定の適切な実施（要介護認定の平準化）。	4	○実施内容・方法
		・前年度の取り組みを継続する。
	5	○取組目標
		・合議体間の傾向と特徴を把握し、審査判定の平準化を図る。 ・適切な認定調査を実施する。 ・介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析する。
		○実施内容・方法
		・前年度の取り組みを継続する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
ケアプラン点検	3	○取組目標
		・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。
		○実施内容・方法
事業実施の基本的考え方	3	・「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を実施する。 ・ケアプラン点検の実施結果について、事業者連絡会等で周知・共有を図る。
	4	○取組目標
		・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。
保険者と介護支援専門員が協力してケアプランの内容を確認することにより、ケアマネジャーの質の向上を図り、自立支援に資するケアマネジメントの実現を目指す。	4	○実施内容・方法
		・前年度の取り組みを継続する。 ・前年度の対象事業所のうち、指摘事項が多かった事業所については再点検を実施する。
	5	○取組目標
		・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。
		○実施内容・方法
		・前年度の取り組みを継続する。 ・前年度の対象事業所のうち、指摘事項が多かった事業所については再点検を実施する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
住宅改修・福祉用具点検	3	○取組目標 ・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。 ・申請内容の精査により確認を要する案件を選定し効果的な調査となる点検を推進するため、調査方法及びリハビリテーション専門職等との協力体制の構築を検討する。
		○実施内容・方法 ・対象の事業者連絡会等に対して研修会や集団指導を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。(特に居宅介護支援専門員に対しては理由書作成時の機会を通じて周知) ・判断困難事例等について、作成したチェックリストやQ&A等で事業所への周知を図る。 ・介護支援専門員の関与が少ない事案や申請金額が高額である場合等の調査について、リハビリテーション専門職等の協力を得ながら実施する方法や体制の構築を検討する。
受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具を排除し、適切な給付を行う。	4	○取組目標 ・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。 ・申請内容の精査により確認を要する案件を選定し効果的な調査となる点検を推進するため、調査方法及びリハビリテーション専門職等との協力体制の構築をする。
		○実施内容・方法 ・対象の事業者連絡会等に対して研修会を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。 ・チェックリスト等を活用するとともに、内容改善に努める。 ・介護支援専門員の関与が少ない事案や申請金額が高額である場合等の調査について、前年度検討した結果を基にリハビリテーション専門職等の協力を得ながら実施する方法や体制を構築する。
	5	○取組目標 ・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。 ・申請内容の精査により確認を要する案件を選定し効果的な調査となる点検を推進するため、調査方法及びリハビリテーション専門職等との協力体制を構築し、実施する。
		○実施内容・方法 ・対象の事業者連絡会等に対して研修会を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。 ・チェックリスト等を活用するとともに、内容改善に努める。 ・介護支援専門員の関与が少ない事案や申請金額が高額である場合等の調査をリハビリテーション専門職等の協力を得ながら実施する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
縦覧点検・ 医療情報との 突合	3	○取組目標 ・ 過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与費目一覧表）を中心に点検し、現在点検していない帳票の点検についても検討する。 ・ 国保連処理分以外（委託外分）の医療情報との突合について、点検を行う。
		○実施内容・方法 ・ 国保連主催の介護給付適正化システム研修会を受講してシステムの理解を深め、係内で共有する。 ・ 不適切な請求が多く確認される項目について、事業所連絡会などで周知・確認する方法を検討する。
事業実施の 基本的考え方	4	○取組目標 ・ 過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与費目一覧表）を中心に点検し、現在点検していない帳票の点検についても検討する。 ・ 国保連合会処理分以外（委託外分）の医療情報との突合について、点検を行う。
		○実施内容・方法 ・ 前年度の検討結果を基に取り組みを継続する。
報酬請求に疑義 があるような事 業所に対して確 認等適切な処置 を行い、適正な 報酬請求を促 す。	5	○取組目標 ・ 過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票を中心に点検し、現在点検していない帳票の点検についても検討する。（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与費目一覧表） ・ 国保連合会処理分以外（委託外分）の医療情報との突合について、点検を行う。
		○実施内容・方法 ・ 前年度の検討結果を基に取り組みを継続する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
介護給付費 通知	3	○取組目標 ・ 受給者にとってわかりやすく、効果的な介護給付費通知となるよう改善し、受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。
		○実施内容・方法 ・ 取り組み状況や問い合わせ等を参考に、通知内容や回数、対象者等の見直しを検討する。
事業実施の 基本的考え方	4	○取組目標 ・ 受給者にとってわかりやすく、効果的な介護給付費通知となるよう検討し、受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。
		○実施内容・方法 ・ 前年度の検討結果を基に内容改善に努める。
受給者や事業所 に対して適切な サービス利用を 普及啓発すると ともに、介護給 付適正化を進め る目的や意義を 保険者と受給者 等の間で共有す る。	5	○取組目標 ・ 受給者にとってわかりやすく、効果的な介護給付費通知となるよう検討し、受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。
		○実施内容・方法 ・ 前年度の検討結果を基に内容改善に努める。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
給付実績 の活用	3	○取組目標 ・活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
		○実施内容・方法 ・先行区市町村の好事例を参考にするほか、国保連のシステム研修への参加や国保連マニュアルも活用し、帳票の効果的な活用を検討する。
事業実施の 基本的考え方		
国保連協会における審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	4	○取組目標 ・活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
		○実施内容・方法 ・前年度の活用結果を基に、より効果が上がる活用方法及び処理方法について検討する。 ・国保連主催のシステム研修会を引き続き受講し、システムの理解を深めると共に係内で共有する。
	5	○取組目標 ・活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
		○実施内容・方法 ・前年度の活用結果を基に、より効果が上がる活用方法及び処理方法について検討する。 ・国保連主催のシステム研修会を引き続き受講し、システムの理解を深めると共に係内で共有する。

4 中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（抜粋）

はじめに

平成31（2019）年1月から、成年後見制度利用促進計画の策定に向けて、庁内関係部署及び社会福祉協議会による庁内検討会を開催し、同年7月には、外部の専門職（弁護士、司法書士及び社会福祉士）、相談機関（おとしより相談センター及び基幹相談支援センター）及び民生・児童委員を加えた「中央区成年後見制度利用促進検討会議」を設置し、成年後見制度に係る区の現状と課題の共有を図りました。

令和2（2020）年2月からは「中央区成年後見制度利用促進検討会議」の構成員に、更に医師、学識経験者等を加えた「中央区成年後見制度利用促進検討委員会」を設置し、成年後見制度に係る区の現状と課題についての意見交換、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた施策の方向性や取組等について検討を行ってきました。

この方針は、成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方向性を示すとともに、令和3（2021）年度に設置予定の「中央区成年後見制度利用促進審議会（仮称）」（以下「審議会」という。）における全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理に活用していくために作成したものです。

第1 計画の策定にあたって

1 背景

（1）成年後見制度の課題

成年後見制度は、平成11（1999）年の民法（明治29年法律第89号）の改正により、従来の禁治産や準禁治産制度に代わって導入された制度です。制度の導入後、利用者は年々増加し、その必要性及び制度への理解は深まりつつあるものの、①制度の利用が後見・保佐・補助の3つのタイプのうち後見が約8割を占め保佐及び補助の利用が少ないこと、②財産保全の観点のみが重視され、成年被後見人の自己決定権の尊重などの福祉的な視点に乏しい運用がなされていること、③成年後見人等を支援する体制が十分に整備されていないこと等が課題となっています。

このような状況により、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていない現状が指摘されており、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する。）、自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）といった理念に立った運用の在り方を検討する必要があると考えられます。

（2）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行及び成年後見制度利用促進基本計画の策定

このような課題を解決するために、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）の施行により、成年後見制度の利用の促進

に関する施策についての基本的計画の策定と、基本的事項を調査審議する合議制の機関を設置することが市町村の努力義務とされました。また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定。以下「国基本計画」という。）が策定され、中核機関の設置、市町村計画の策定、合議制の機関の設置等が市町村の役割とされています。

これにより財産の管理や日常生活などに支障がある認知症高齢者、障害者等を社会全体で支え合い、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

（３）社会福祉法改正による地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備

平成 29（2017）年 6 月に社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正されたことにより、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりや包括的な支援体制の整備が求められています。複合的な課題や制度の狭間にある課題などを「丸ごと」受け止め、適切な支援につなげるためには、行政をはじめとする相談支援機関の連携、地域のネットワーク化等により、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、支援者同士の情報共有や身近な地域での見守りネットワークを強化していくことが重要です。

成年後見制度の利用や権利擁護支援が必要な人の中には、自ら SOS の声を上げることができない人や、複合的な課題を抱えている場合も多いことから、相談支援機関及び地域の関係者が連携して対応することや包括的な支援体制の整備と併せた地域連携ネットワークの仕組みづくりが求められています。

（４）認知症施策大綱の取りまとめ

認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる「共生」と、認知症の発症を遅らせる「予防」のための取組を推進するため、令和元（2019）年 6 月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくために障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の推進に、成年後見制度の利用促進が盛り込まれています。

（５）中央区保健医療福祉計画 2020 の策定

令和 2（2020）年 3 月に「中央区保健医療福祉計画 2020」が策定され、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築や高齢者、障害者等の権利擁護の推進のための取組が示されています。

2 計画策定の目的

中央区では、急激な人口増加に伴い、今後高齢化率は低下するものの、高齢者人口は増加し、認知症高齢者や障害者の人数も増加することが見込まれます。それに伴い高齢者や障害者の単独世帯、高齢者のみの世帯及び障害者の子と高齢の親等の世帯もますます増加していくことから、成年後見制度の利用の必要性が一層高まっていくと考えられます。

そこで、中央区における成年後見制度に係る現状と課題に対する具体的な施策や取組

を高齢者及び障害者の観点からそれぞれ整理し、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定する必要があります。

3 計画の位置付け

「中央区成年後見制度利用促進計画」は、促進法第 14 条第 1 項の規定に基づく基本的な計画であり、かつ、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画等として策定する「中央区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として策定する「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に包含した計画として位置付けます。

第 2 目指す姿及び施策の方向性

1 目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。

2 施策の方向性

中央区保健医療福祉計画 2020 の基本理念、基本施策等並びに中央区における成年後見制度に係る現状及び課題を踏まえ、4 つの方向性を定めます。

施策の方向性Ⅰ 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策の方向性Ⅱ 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策の方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

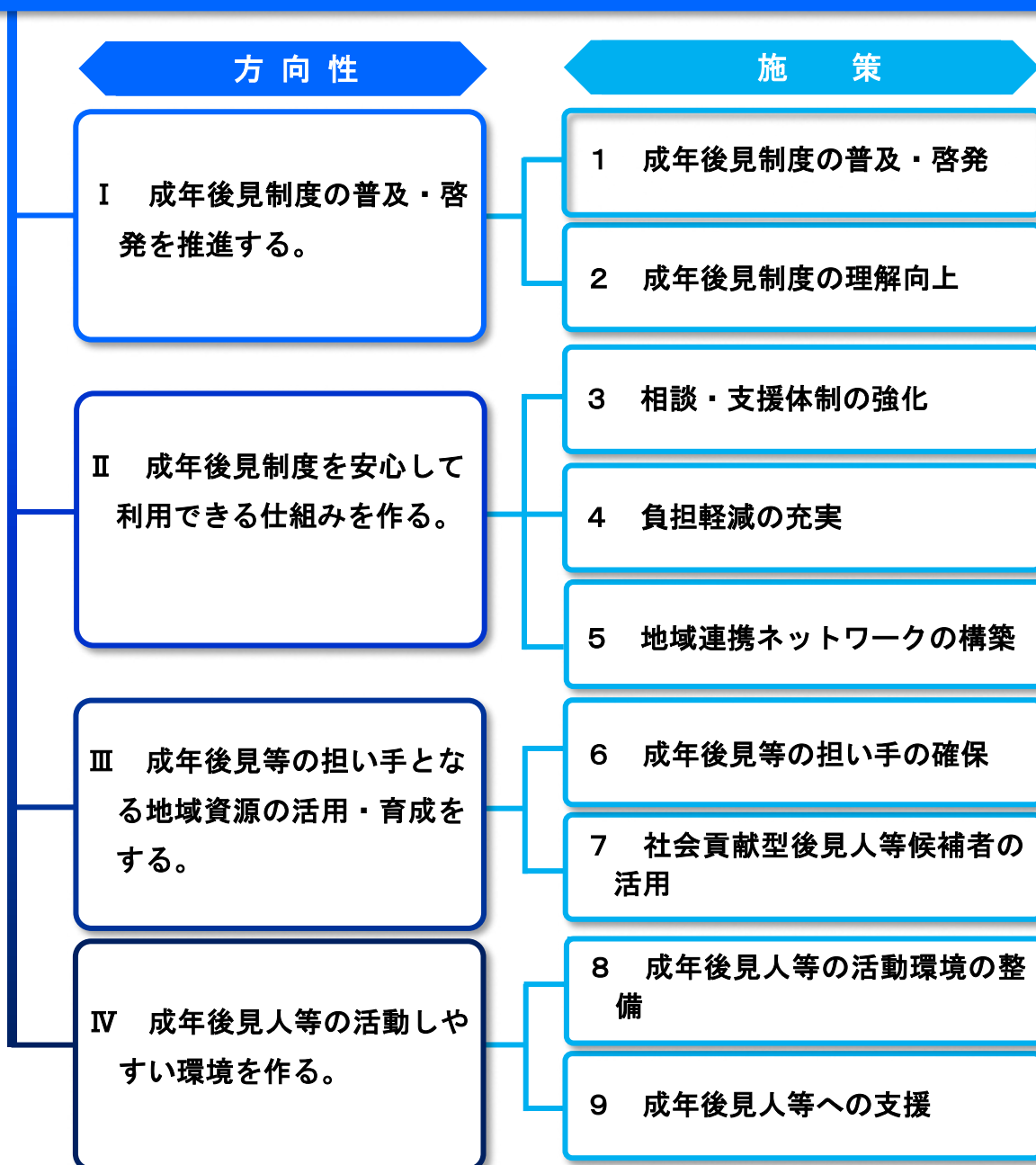
施策の方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

第3 計画に盛り込むべき施策の方向性

中央区が目指す姿の実現に向けて、計画に盛り込むべき施策の体系は次のとおりです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。



5 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用 状況等調査結果

令和元（2019）年に実施した「中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」から本計画の施策の方向性に関する調査結果をまとめました。調査の概要は次のとおりです。

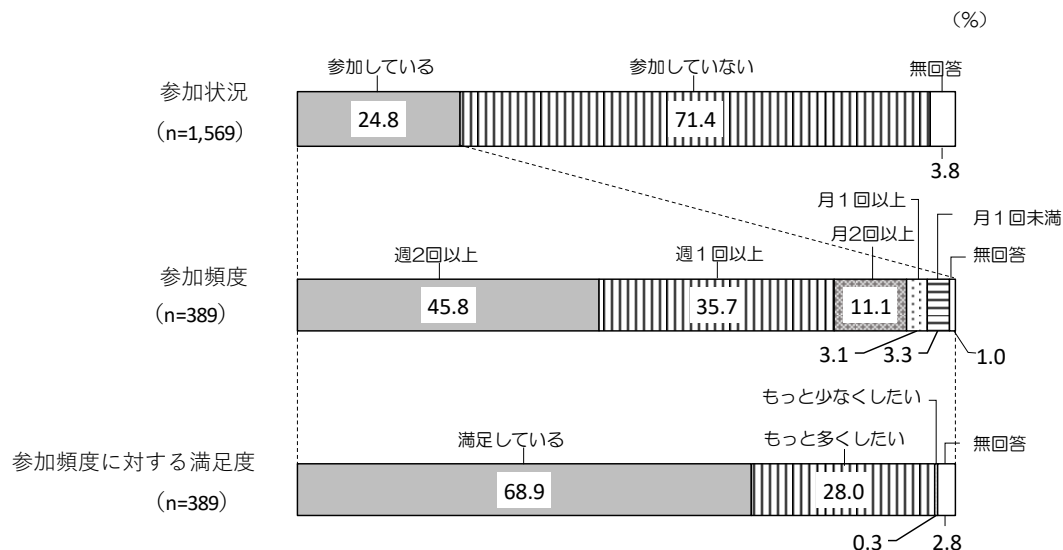
調査名	調査客体	回収状況
I 高齢者向け調査		
調査A 高齢者の生活実態調査	60 歳以上の区民（一般高齢者） 【抽出調査】	- 対象者数：2,580 人 - 有効回答数：1,569 件 - 回収率：60.8%
調査B 介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	65 歳以上の区民（一般高齢者）、 基本チェックリスト該当者および 要支援認定者【抽出調査】	- 対象者数：2,581 人 - 有効回答数：1,816 件 - 回収率：70.4%
調査C 健康づくりと介護予防に 関する調査	基本チェックリスト該当者および 要支援認定者 【調査B抽出者および調査E対象 者を除く全数調査】	- 対象者数：2,532 人 - 有効回答数：1,882 件 - 回収率：74.3%
調査D-1 介護保険サービス利用状 況等調査 【居宅サービス利用者】	要介護認定者のうち、居宅サービ ス利用実績のある者 【調査E対象者を除く全数調査】	- 対象者数：2,220 人 - 有効回答数：1,237 件 - 回収率：55.7%
調査D-2 在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護・要支 援認定者のうち、調査期間（令和 元年 6 月～11 月）中に更新申請 または区分変更申請に伴う認定調 査を受けた者【全数調査】	対象者数：286 人
調査E 介護保険サービス利用状 況等調査 【施設サービス利用者】	要介護・要支援認定者のうち、施 設サービス利用実績のある者 【全数調査】	- 対象者数：1,007 人 - 有効回答数：558 件 - 回収率：55.4%
II 介護サービス事業者向け調査		
調査F-1 居宅介護支援事業者調査	中央区の被保険者にサービス提供 実績のある都内の居宅介護支援事 業者【全数調査】	- 対象事業者数： 110 か所 - 有効回答数：53 件 - 回収率：48.2%
調査F-2 居宅サービス事業者調査	中央区の被保険者にサービス提供 実績のある都内の居宅サービス事 業者【調査F-3 対象事業所を除 く全数調査】	- 対象事業者数： 568 か所 - 有効回答数：204 件 - 回収率：35.9%
調査F-3 施設サービス事業者調査	中央区の被保険者が利用する施設 サービス事業者【全数調査】	- 対象事業者数： 194 か所 - 有効回答数：48 件 - 回収率：24.7%
III 医療機関向け調査		
調査G 在宅医療・介護に関する 調査	区内の医師会、歯科医師会、薬剤 師会の会員【全数調査】	- 対象医療機関： 602 か所 - 有効回答数：310 件 - 回収率：51.5%

目標1 健康づくり(介護予防)

健康寿命を延伸するため、健康づくり(介護予防)と社会参加を推進します

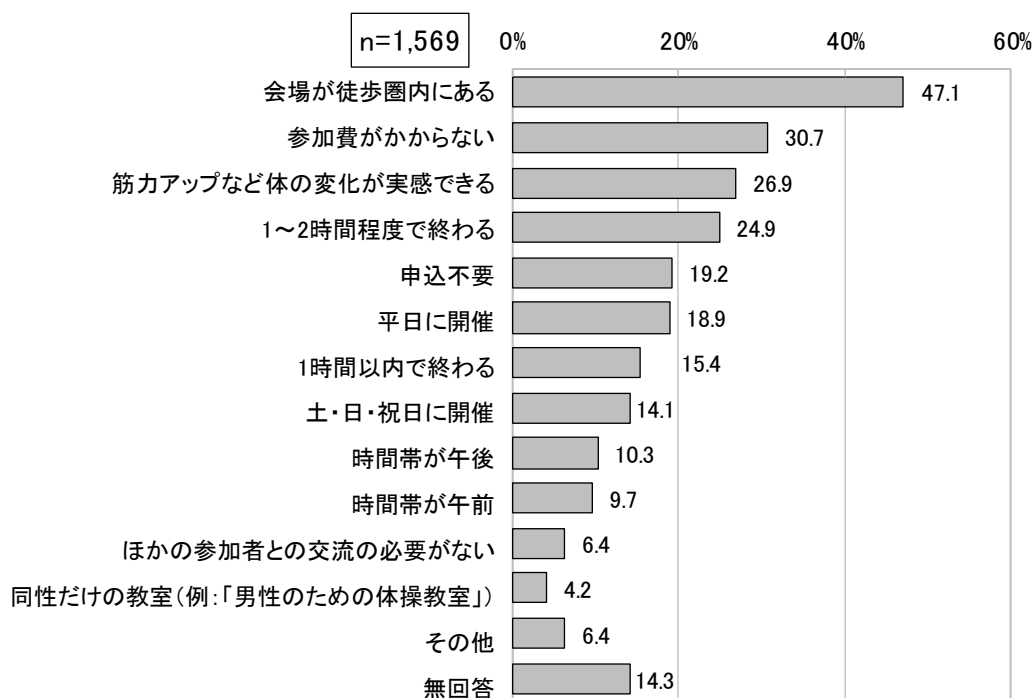
(1) あなたは、健康づくりのためにスポーツクラブや体操教室等（行政主催・民間主催を問わない）に参加していますか。

<A 高齢者の生活実態調査>



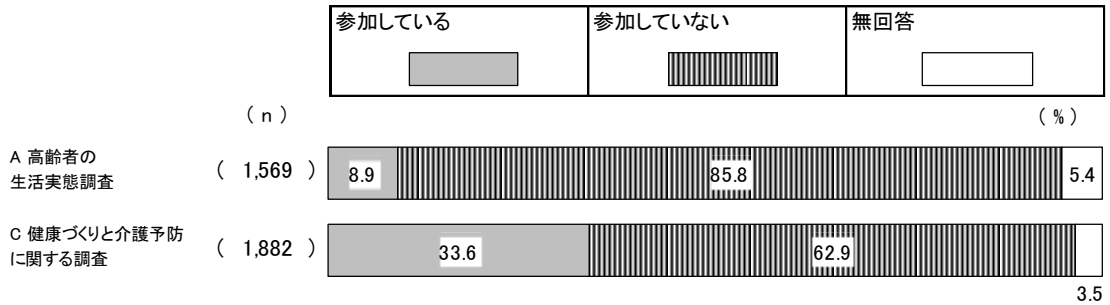
(2) スポーツクラブや体操教室等（行政主催・民間主催を問わない）に参加しようと思う条件は何ですか。【複数回答】

<A 高齢者の生活実態調査>

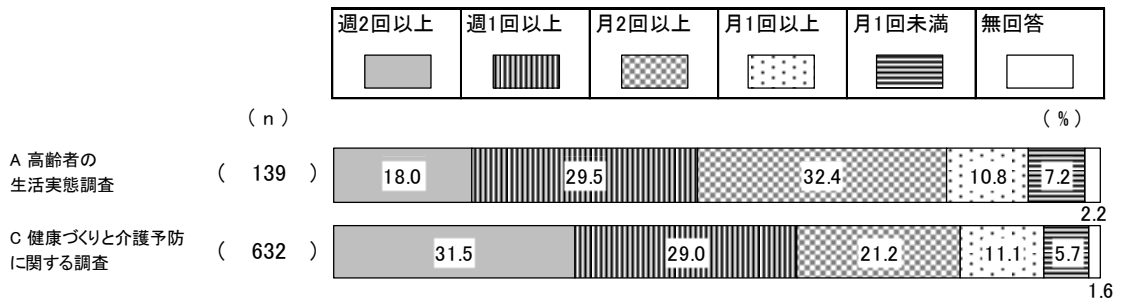


(3) あなたは、友達づくりや生きがいのために地域住民同士が集う交流サロンや趣味の講座、サークル活動等に参加していますか。(④のみ複数回答)

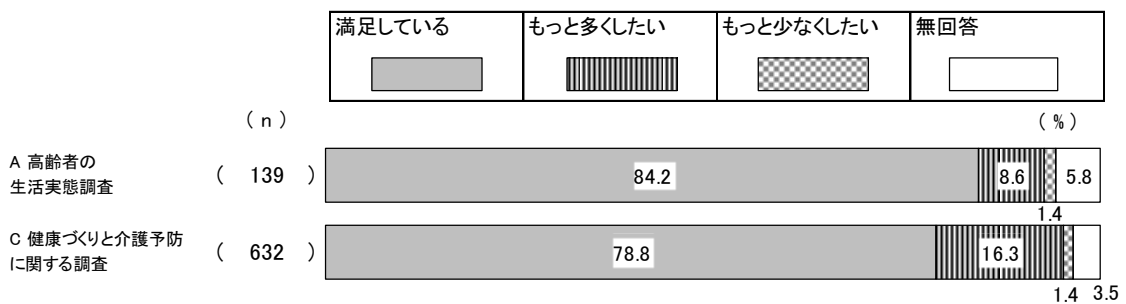
①参加状況



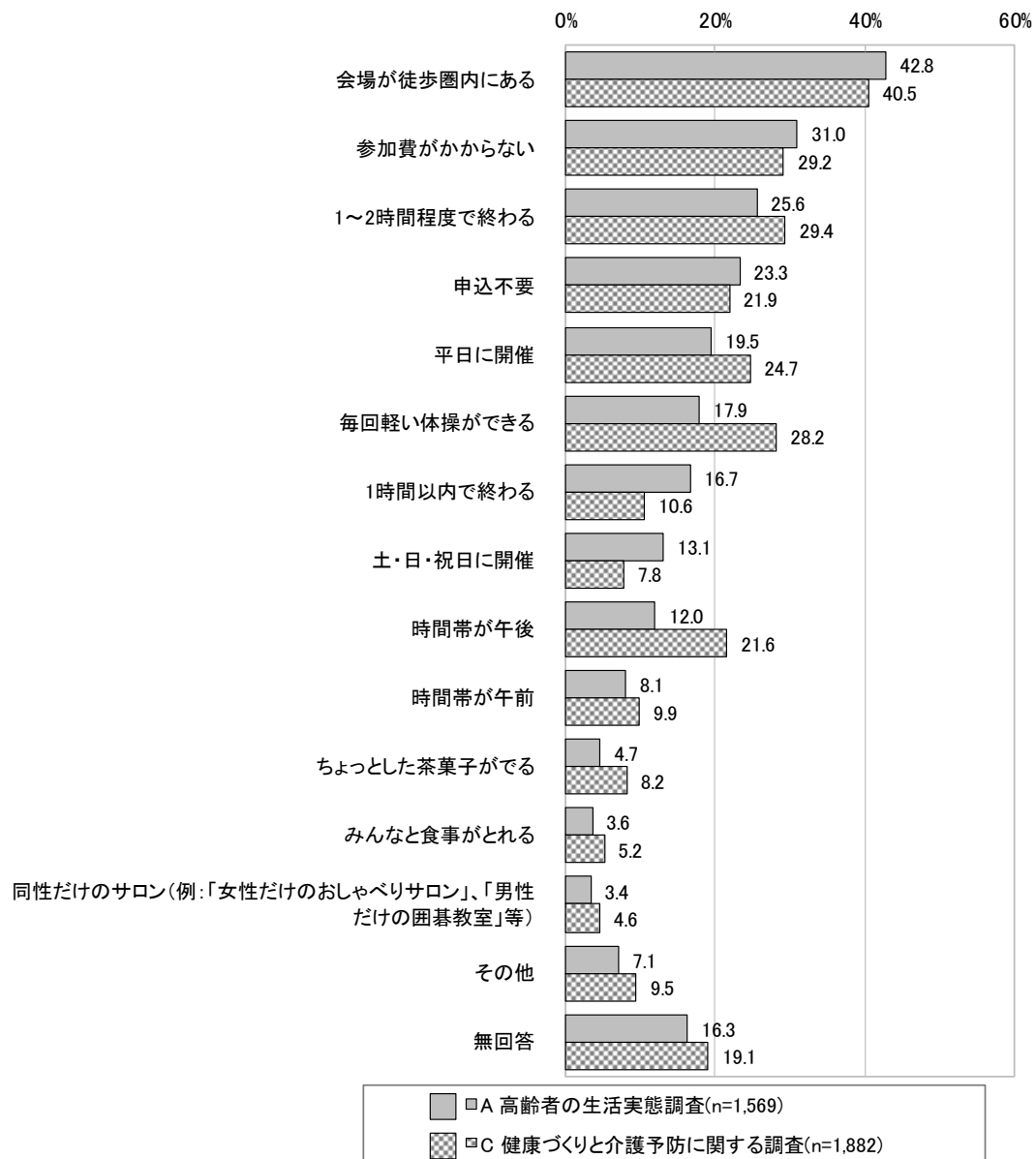
②参加している人の参加頻度



③現在の参加頻度に対する満足度

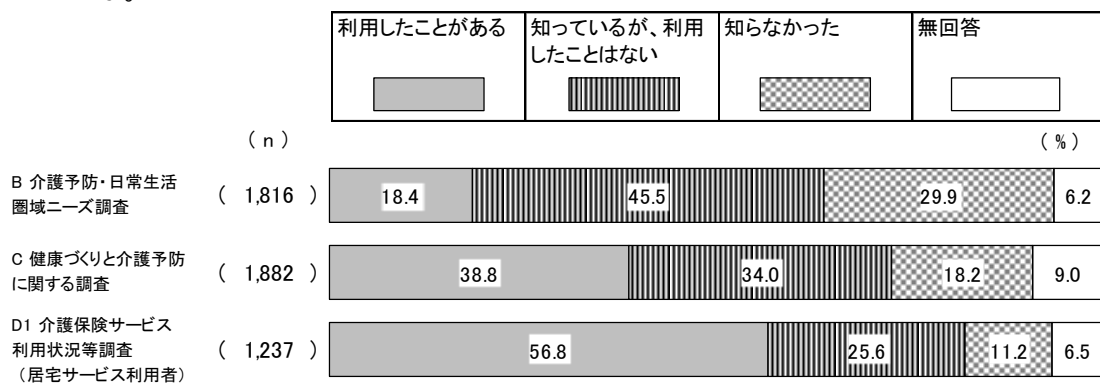


④参加条件



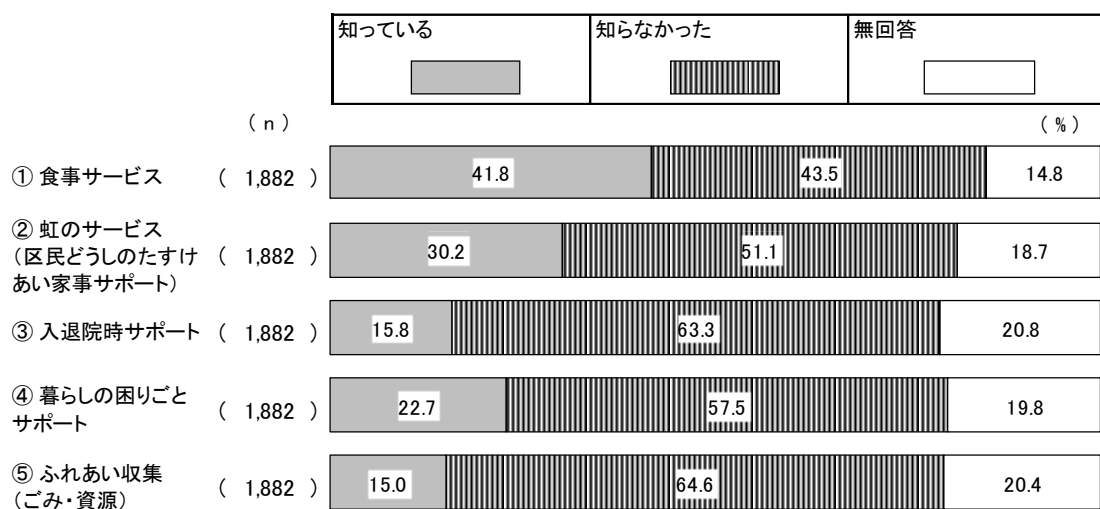
目標2 生活支援 互いに支え合う地域づくりを推進します

(1) あなたは、「おとしより相談センター（地域包括支援センター）」をご存知ですか。



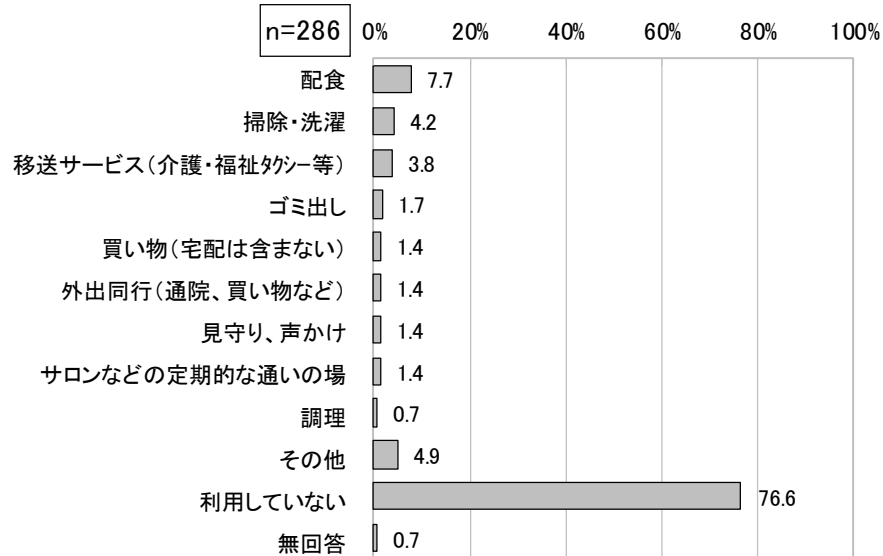
(2) 中央区では、社会福祉協議会などとともに日常生活を支援するサービスを提供しています。あなたは、次のようなサービスをご存知ですか。

<C 健康づくりと介護予防に関する調査>



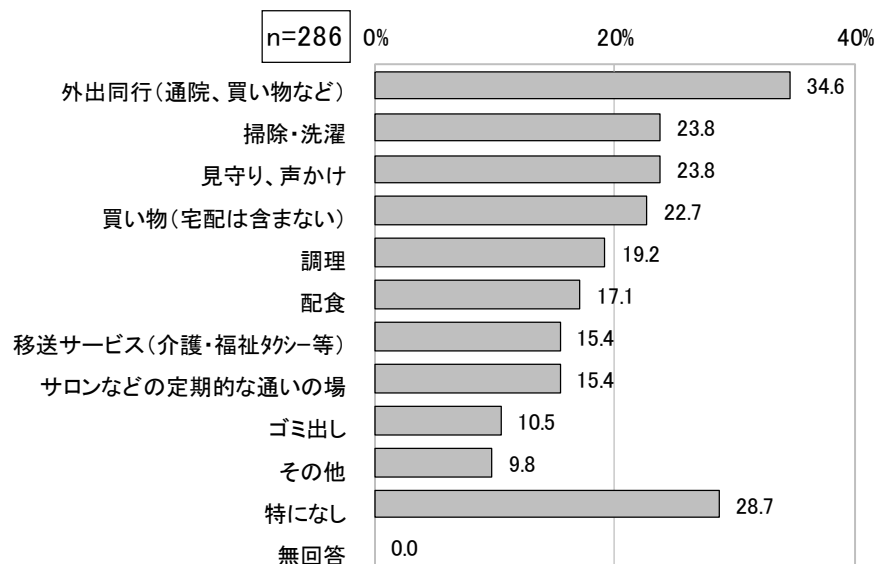
(3) 現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスについてご回答ください。【複数回答】

<D-2 在宅介護実態調査>



(4) 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。【複数回答】

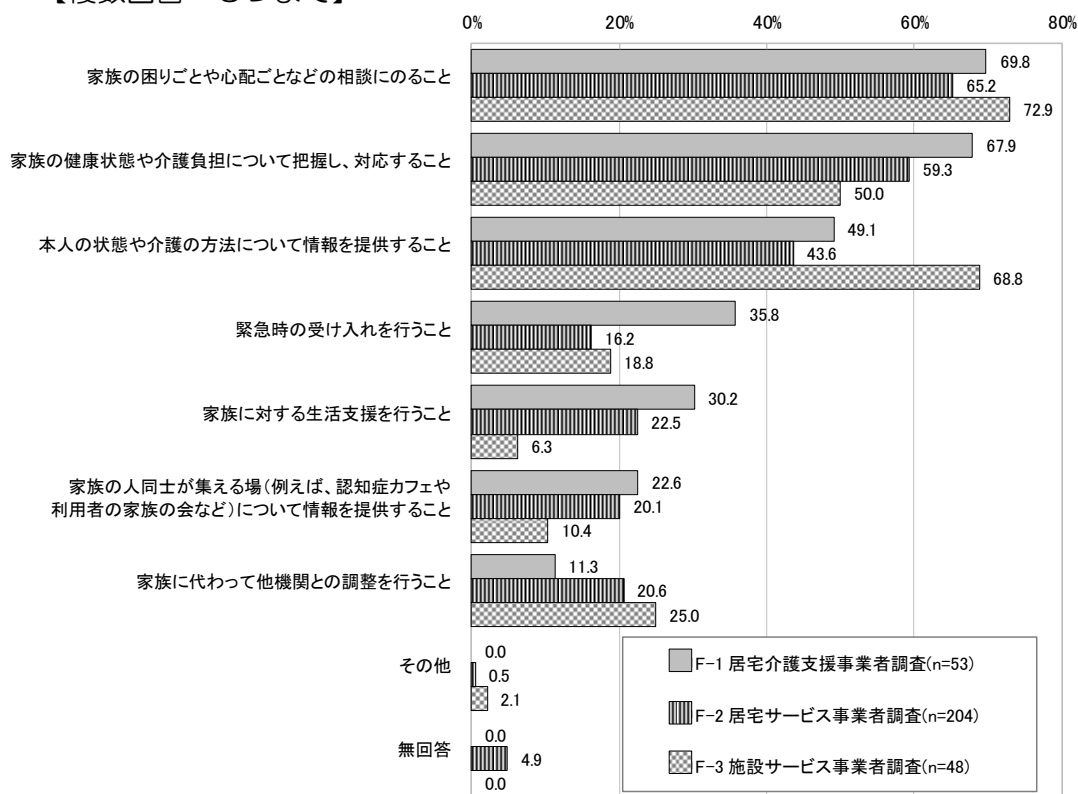
<D-2 在宅介護実態調査>



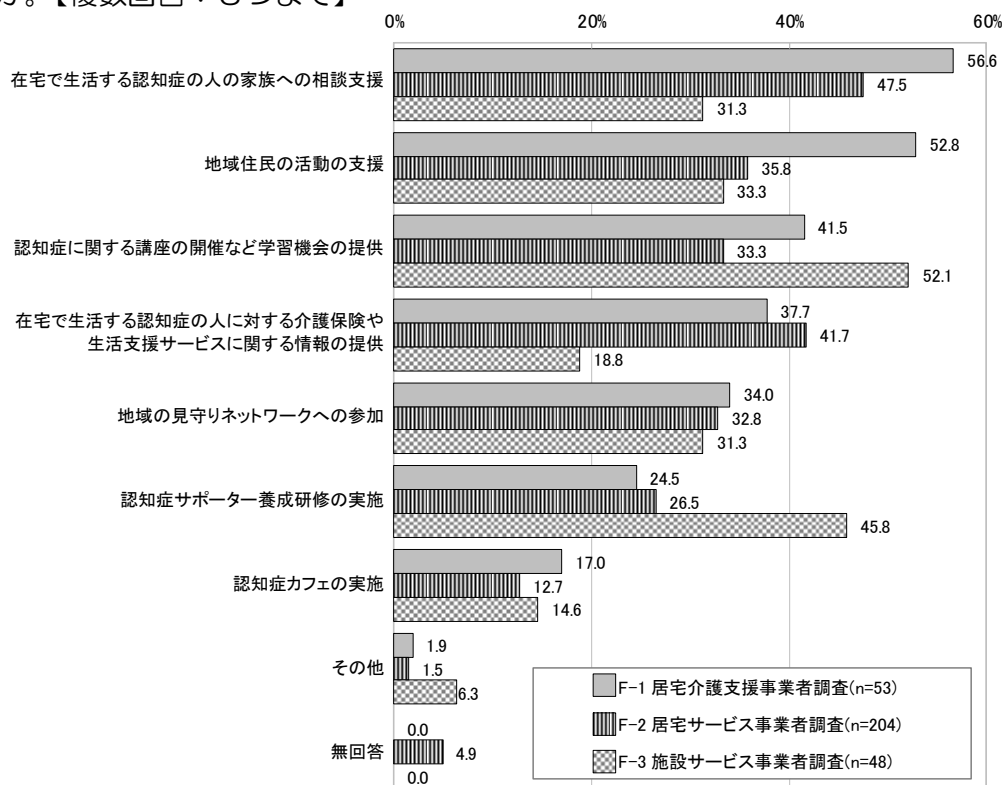
目標3 認知症ケア 認知症ケアを推進します

(1) 認知症の利用者の家族への支援として特に必要と思われることは何ですか。

【複数回答：3つまで】

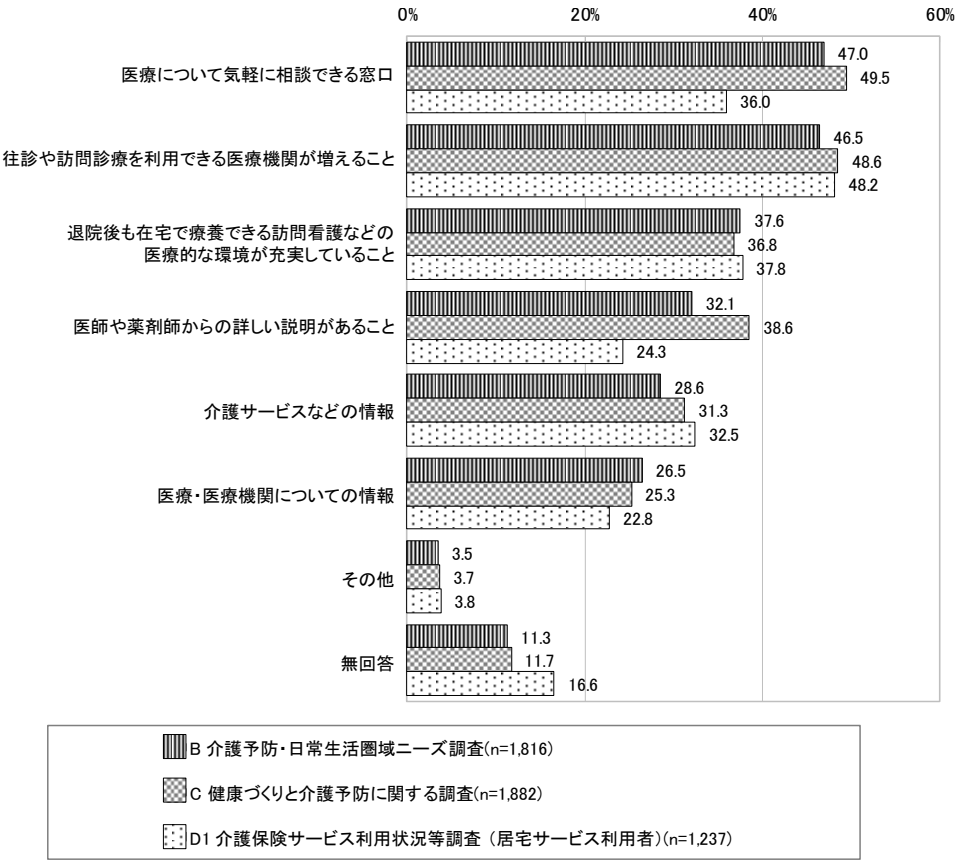


(2) 地域住民の認知症の理解を促進するために特に必要と思われることは何ですか。【複数回答：3つまで】



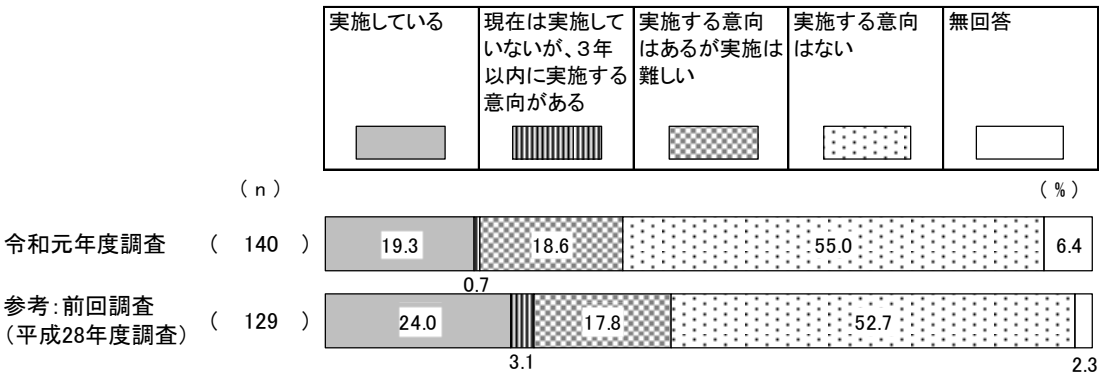
目標4 医療 在宅療養の支援を推進します

(1) 在宅で医療処置を受けたり、医療機関を利用するときに、あなたはどのようなことがあればよいと思いますか。【複数回答】



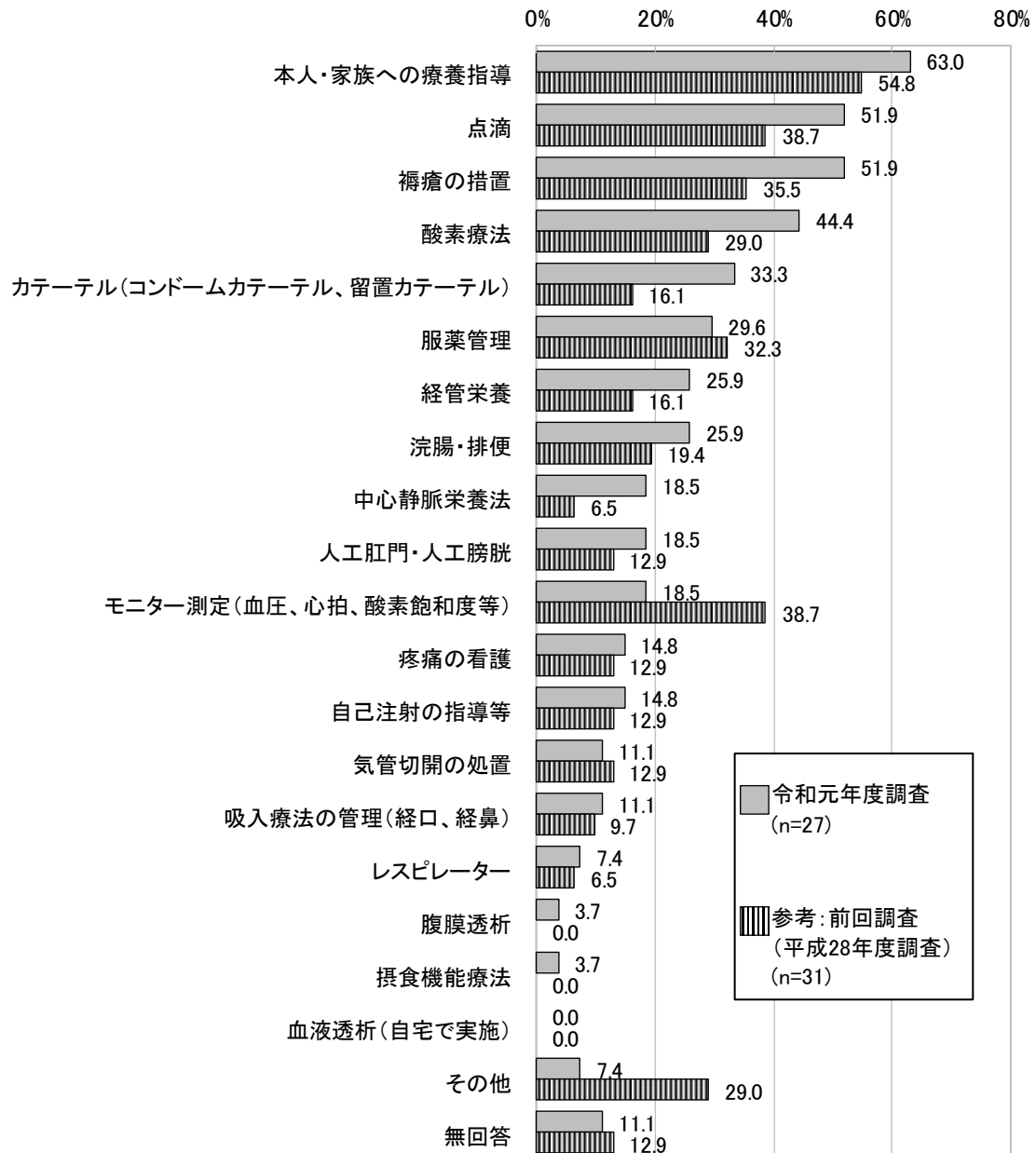
(2) 「往診」や「訪問診療」を実施していますか。また、今後実施する意向がありますか。

<G 在宅医療・介護に関する調査>



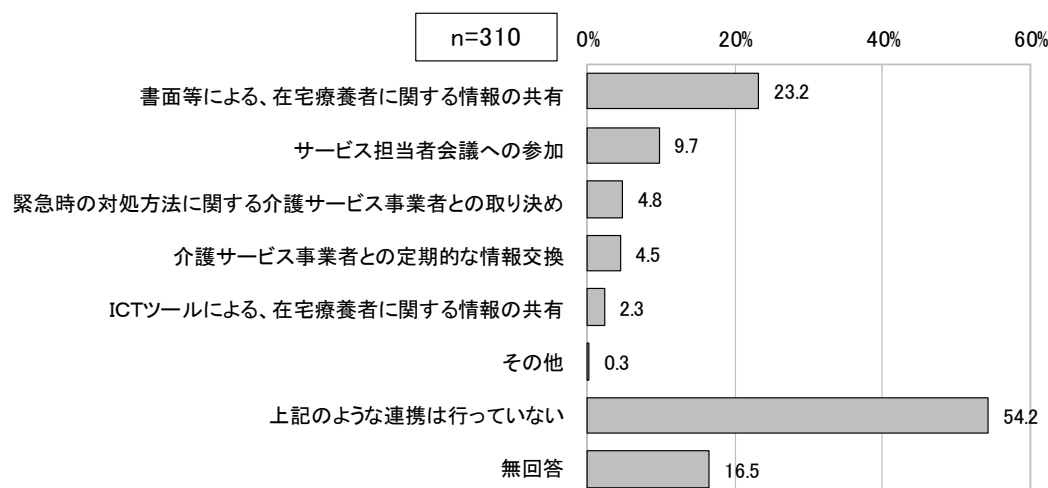
(3) 平成30(2018)年11月から令和元(2019)年10月までの1年間に、「往診」や「訪問診療」で実施した処置は何ですか。

<G 在宅医療・介護に関する調査>



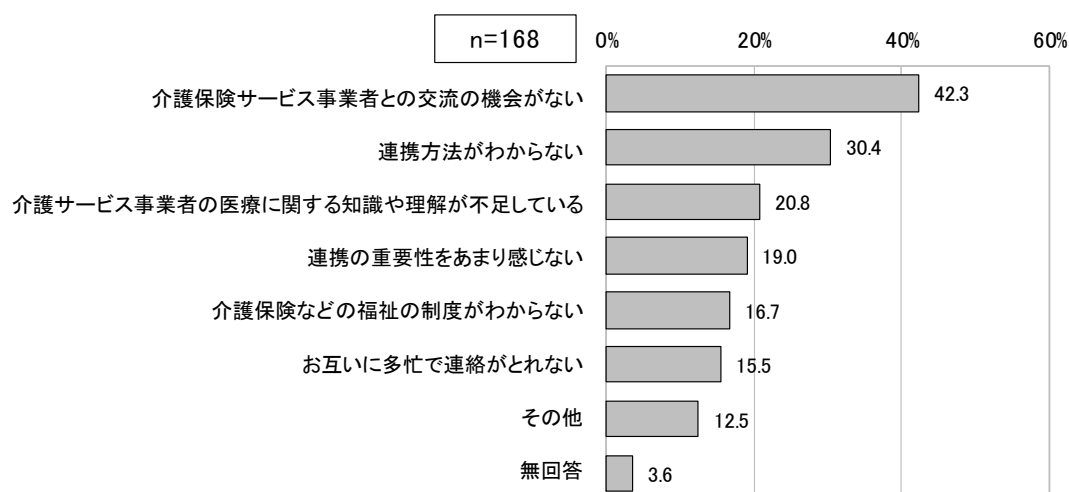
(4) 介護サービス事業者との連携について、次のようなことを行っていますか。
【複数回答】

<G 在宅医療・介護に関する調査>

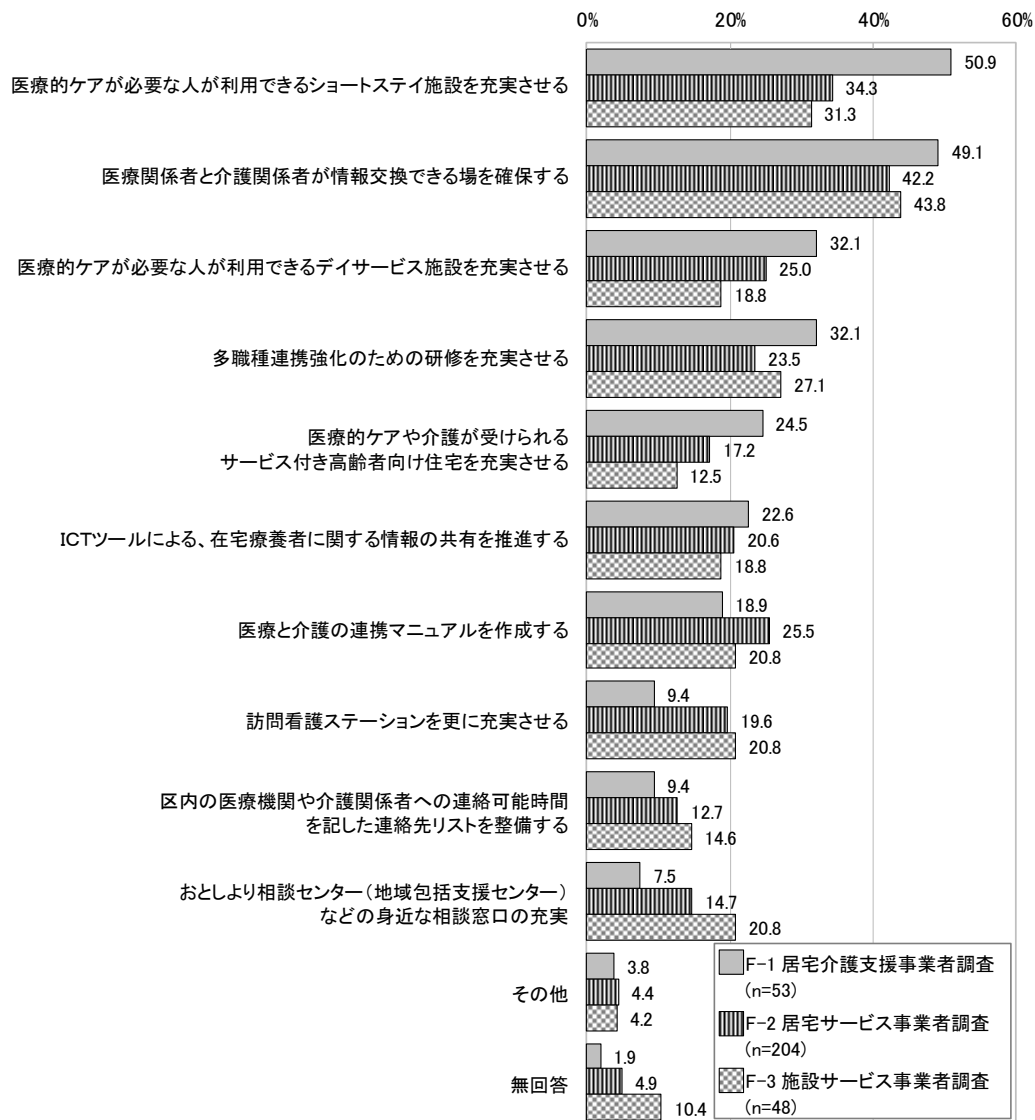


(5) 介護サービス事業者との連携を行っていない理由は何ですか。【複数回答】

<G 在宅医療・介護に関する調査>

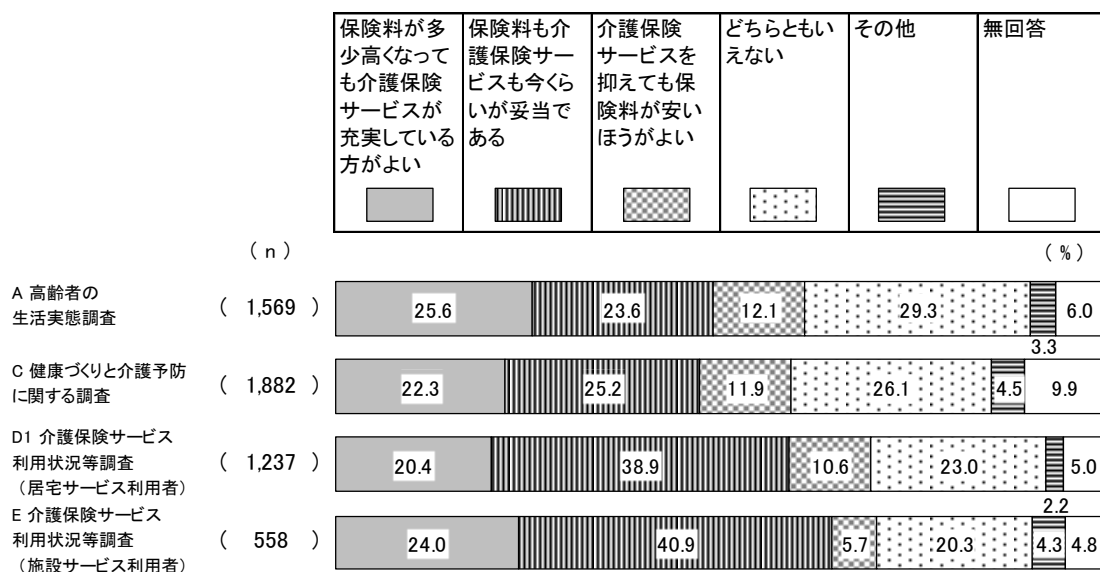


(6) 医療と介護を一体的に提供し、在宅療養支援を進めていくため、医療機関、介護サービス事業者、行政はどのようなことに取り組むことが必要だと思いますか。【複数回答：3つまで】



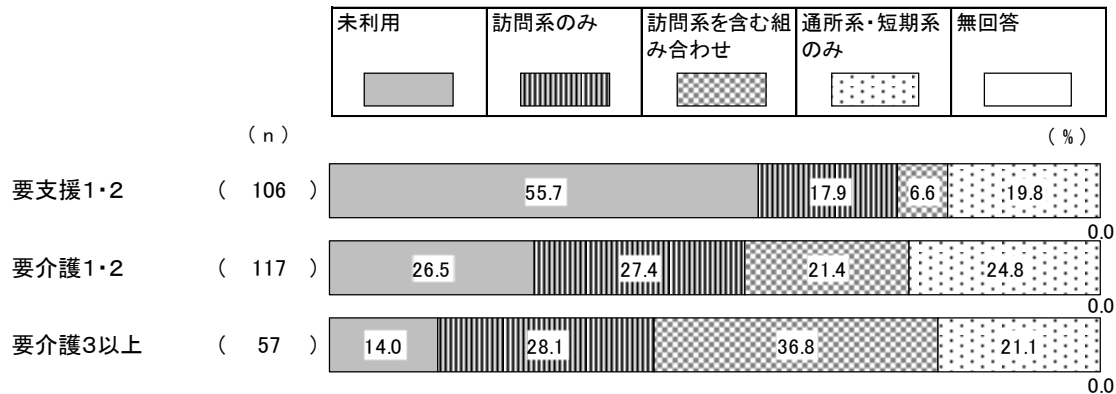
目標5 介護 介護サービスの充実と人材確保を推進します

(1) 今後、高齢者が増加していくにつれて介護保険料が高くなることが想定されますが、あなたは、今後の介護保険料のあり方についてどう思いますか。



(2) 要介護度別・サービス利用の組み合わせ（認定情報及び給付実績データに基づき集計）

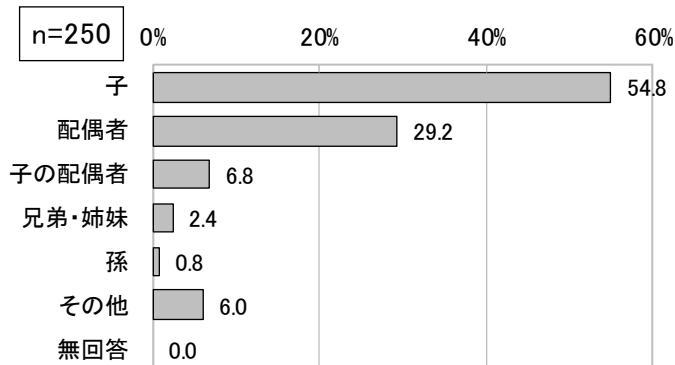
<D-2 在宅介護実態調査>



未利用	「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」のみ利用を集計
訪問系のみ	(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を集計
通所系	(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護を「通所系」として集計
短期系	(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護を「短期系」として集計
訪問系を含む組み合わせ	上表の「訪問系」+「通所系」、「訪問系」+「短期系」、「訪問系」+「通所系」+「短期系」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護多機能型居宅介護」の利用を集計
通所系・短期系のみ	上表の「通所系」、「短期系」、「通所系」+「短期系」の利用を集計

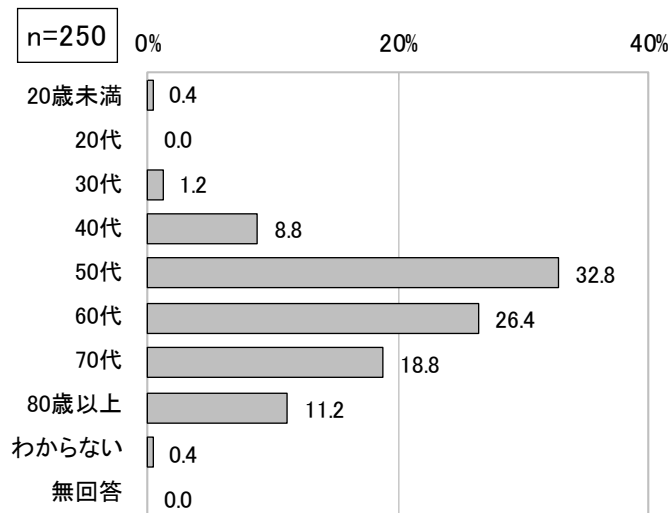
(3) 主な介護者の方は、どなたですか。

<D-2 在宅介護実態調査>



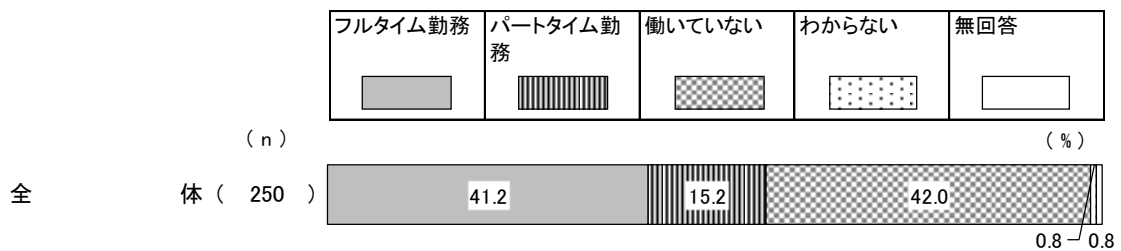
(4) 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。(〇はひとつ)

<D-2 在宅介護実態調査>

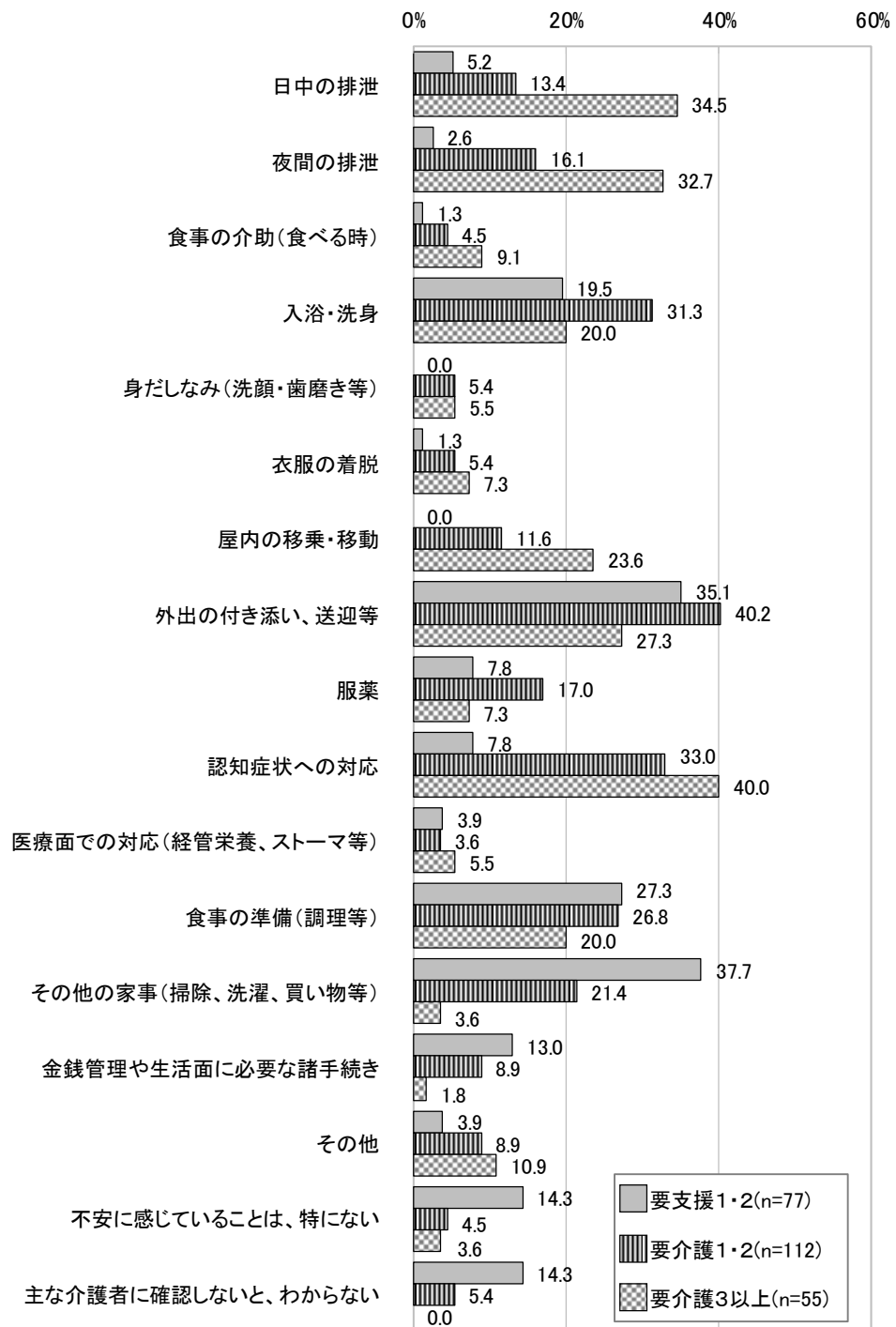


(5) 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。

<D-2 在宅介護実態調査>

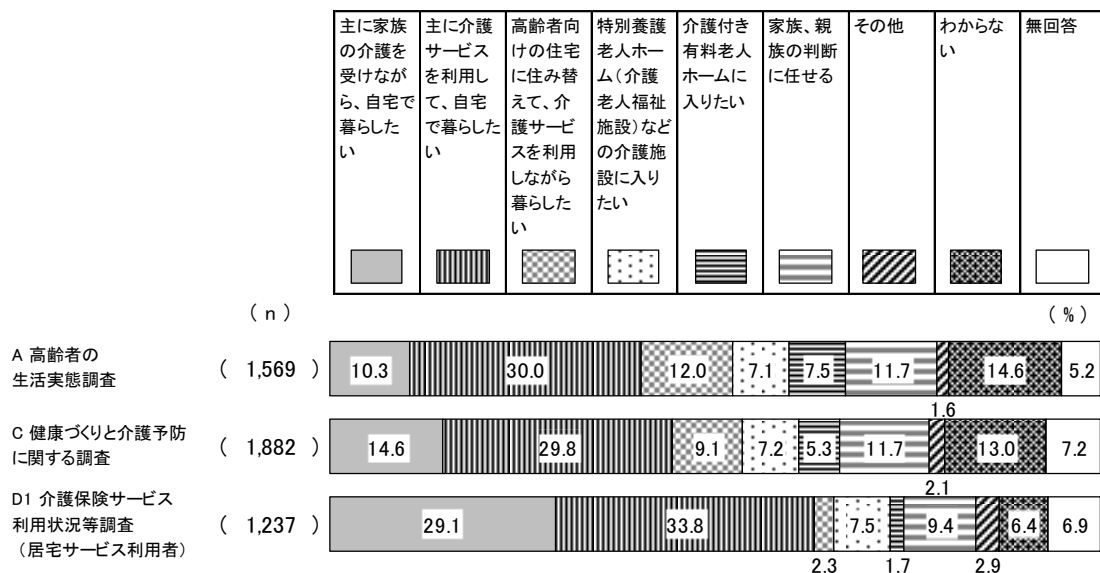


(6) 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください。(現状で行っているか否かは問いません)
【複数回答：3つまで】



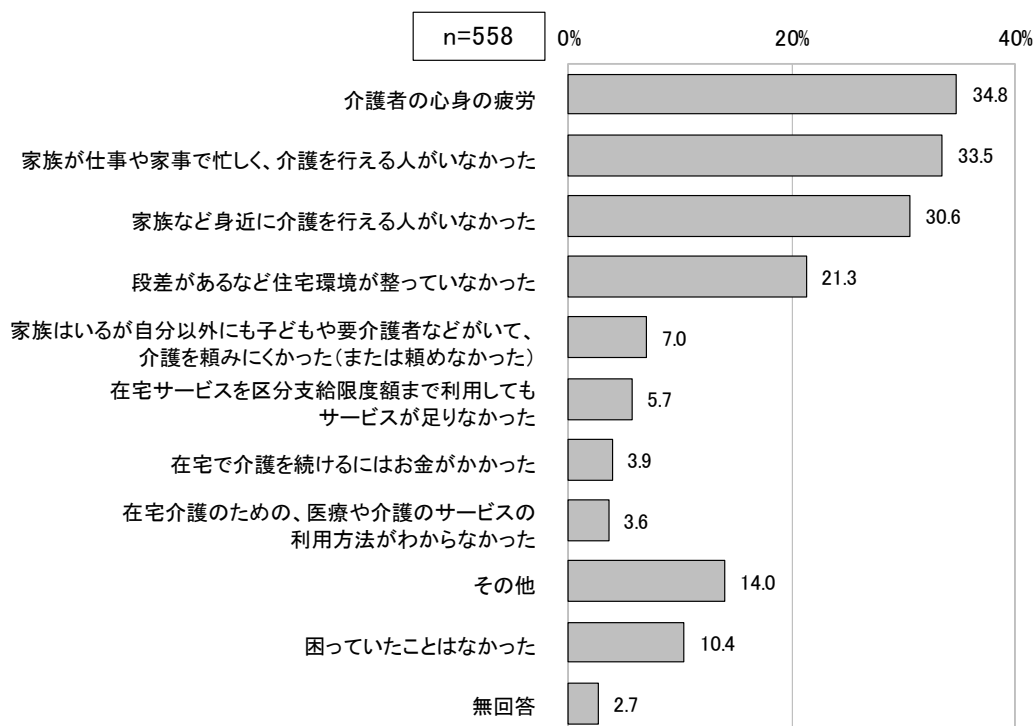
目標6 住まい 安心して生活できる住まいの確保を支援します

(1) あなたは今後、どのような介護を希望しますか。



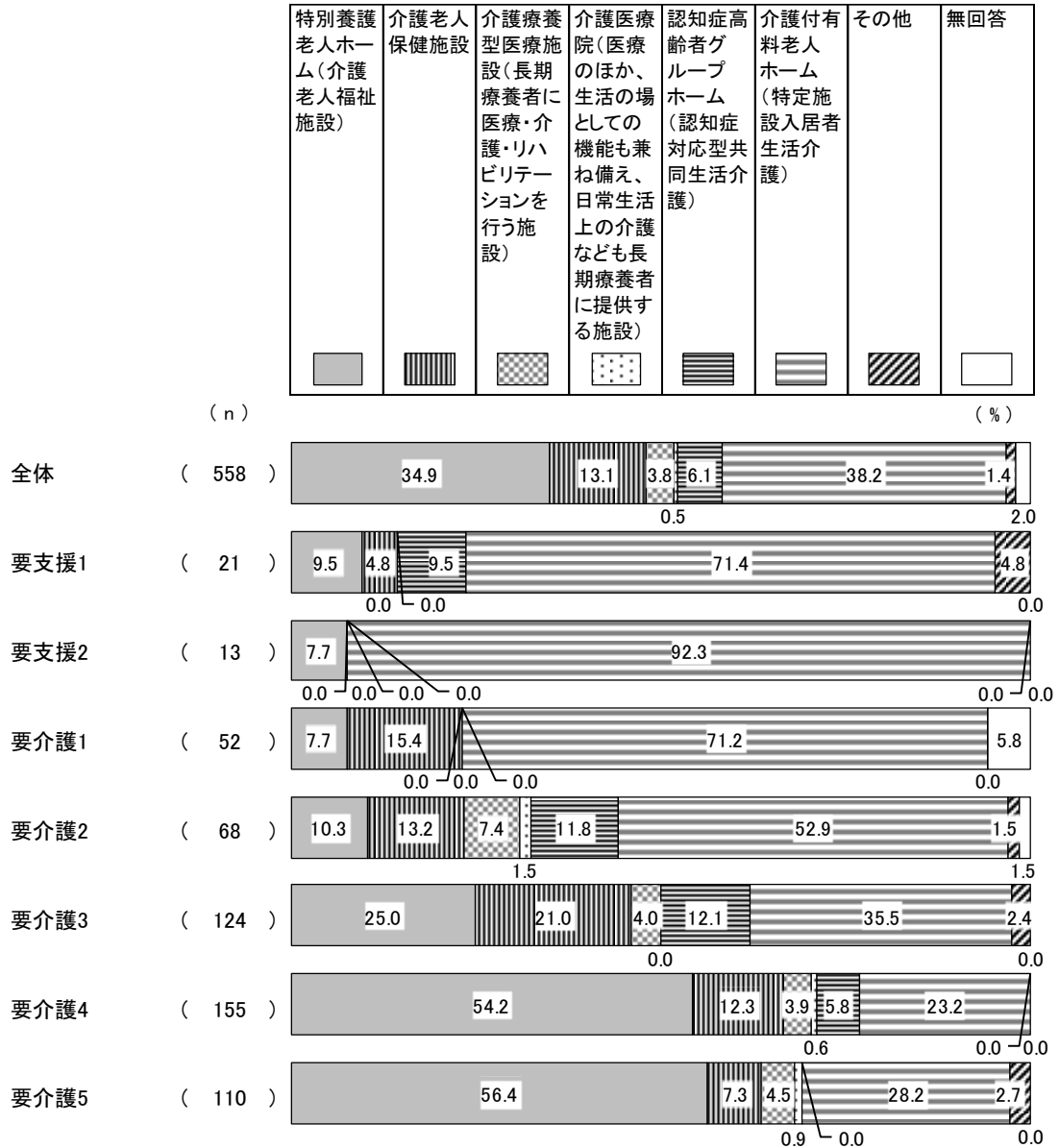
(2) あなたが、現在の施設に入所する前までに在宅生活を送るうえで困っていたことは何ですか。【複数回答】

<E 介護保険サービス利用状況等調査【施設サービス利用者】>



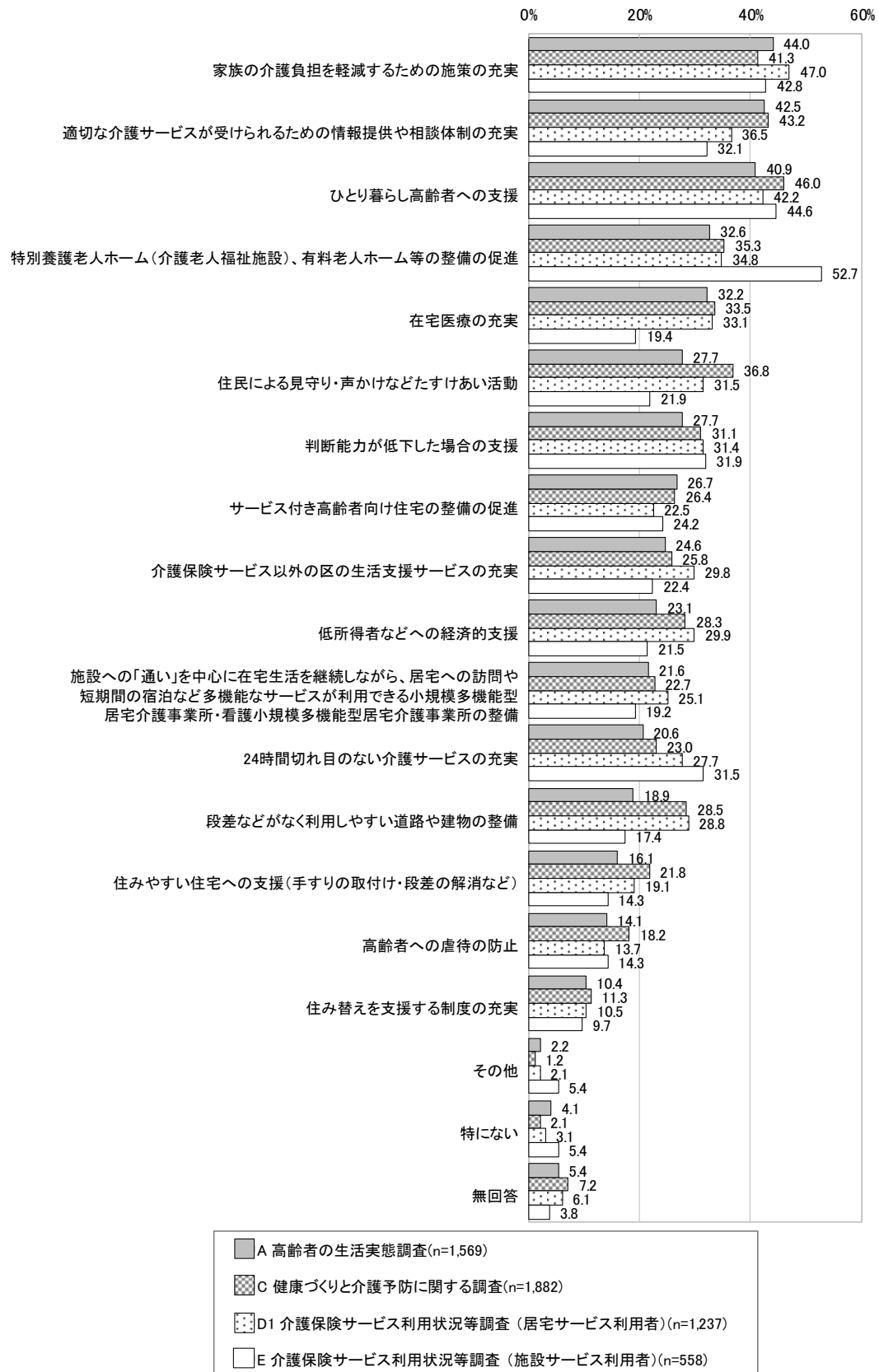
(3) あなたが、入所している施設は何ですか。

<E 介護保険サービス利用状況等調査【施設サービス利用者】>



※このグラフは回答に基づく集計結果であり、要介護度により利用できる介護保険サービスとは必ずしも一致しない。

(4) 住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で中央区が力を入れていくべきものは何だと思いますか。【複数回答】



6 介護保険サービスの内容

サービス名		内容
居宅サービス	介護サービス	訪問介護
		ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの生活全般にわたる援助を行うサービス
		訪問入浴介護
		居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス
		訪問看護
		看護師、准看護師、保健師、理学療法士および作業療法士等が居宅を訪問して行う療養上の世話、または必要な診療の補助を行うサービス
		訪問リハビリテーション
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス
		通所介護
		通所介護施設で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス
		通所リハビリテーション
		介護老人保健施設、病院や診療所等で提供する、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス
		短期入所生活介護
		特別養護老人ホームなどの施設で短期間入所している利用者に対し、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練等を行うサービス
		短期入所療養介護
		介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほか必要となる医療、日常生活上の世話を行うサービス
		居宅療養管理指導
		病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行うサービス
		福祉用具貸与
		利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、車いす・特殊寝台などの福祉用具を貸与するサービス
		特定施設入居者生活介護
		有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた特定施設サービス計画に基づいて行う入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、機能回復のための訓練等を行うサービス
		特定福祉用具購入費の支給
		福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを購入した費用を支給するサービス

サービス名		内容
居宅サービス (続き)	介護サービス (続き)	住宅改修費の支給 自宅のできる限り自立した生活続けるために、手すりの取付けや段差の解消などの身体機能にあわせた改修をした費用を支給するサービス
		居宅介護支援 居宅サービスなど利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療・福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、心身の状況、おかれている環境などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めたケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス
	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防を目的として、居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス
		介護予防訪問看護 介護予防を目的として、看護師などが居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助を行うサービス
		介護予防訪問リハビリテーション 介護予防を目的として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、居宅を訪問して心身機能の維持回復などを図るサービス
		介護予防通所リハビリテーション 介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所などで行われる理学療法、作業療法、そのほかの必要なリハビリテーションを行うサービス
		介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホームなどで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練などを行うサービス
		介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要な医療、日常生活上の支援を行うサービス
		介護予防居宅療養管理指導 介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが、療養上の管理および指導を行うサービス

サービス名		内容
居宅サービス (続き)	介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的として、利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、手すりなどの福祉用具を貸与するサービス
	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、介護予防を目的として、その施設が提供するサービスの内容などを定めた介護予防特定施設サービス計画に基づいて行う入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援、機能回復および維持のための訓練などを行うサービス
	特定介護予防福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、介護予防に効果があるものであって、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを購入した費用を支給するサービス
	介護予防住宅改修費の支給	自宅でできる限り自立した生活続けるために、介護予防を目的とする手すりの取付けや段差の解消などの身体機能にあわせた改修をした費用を支給するサービス
	介護予防支援	介護予防サービスなど介護予防に効果のある保健医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めた介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム（入所定員が 30 人以上）であって、提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス
	介護老人保健施設	提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上の世話を行うサービス
	介護療養型医療施設	長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養病床などのある病院または診療所で、提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、そのほかの世話、機能訓練および必要な医療を行うサービス
	介護医療院	要介護者に対し、提供するサービスの内容を定めた施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの長期療養のために必要な医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供するサービス

サービス名		内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的に居宅を訪問して行う入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス
	夜間対応型訪問介護	夜間、定期的に利用者の居宅を訪問して行う入浴、排泄、食事などの介護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス
	認知症対応型通所介護	認知症の人に対して、通所介護施設で、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援や機能訓練を行うサービス
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組みあわせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
	認知症対応型共同生活介護	認知症の人に対し、共同生活を通して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービス
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設（入居定員が 30 人未満）に入居している利用者に対して、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、機能回復のための訓練等を行うサービス
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が 30 人未満）に入所している利用者を対象として、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に加え、必要に応じて訪問看護を行うサービス
	地域密着型通所介護	通所介護施設（利用定員が 18 人以下）で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス

サービス名		内容
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	予防訪問サービス
		ホームヘルパーが訪問して食事・入浴の介助等や掃除・洗濯・調理等により日常生活の支援を行うサービス
	通所型サービス	予防生活援助サービス
		事業者が訪問して掃除・洗濯・調理等の生活援助を行うサービス（身体介護は行わない）
	一般介護予防事業	予防通所サービス
		日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
	一般介護予防事業	はつらつ健康教室
		生活機能に低下が見られ、短期集中型トレーニングにより改善が見込まれる方を対象に、身体機能の向上を目的とした短期間（原則３カ月）の講座（一部マシントレーニングを含む）を行うサービス
		訪問健康づくり
		健康教室に通うことが困難と思われる方の居宅を保健師が訪問し、生活機能向上に必要な指導・助言をおこなうサービス
		高齢者通いの場
		地域の方が運営する高齢者の交流サロン「高齢者通いの場」を区内各地域で開催している
	一般介護予防事業	中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）
		転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる中央区オリジナルの介護予防プログラム
		退職後の生き方塾
	一般介護予防事業	退職後の生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座
		セカンドライフ応援セミナー
		中高年齢者が主体的に社会に参加し、生きがいを持って生活するきっかけとなるよう、ボランティア活動や就労支援事業、趣味を活用・披露する場を紹介するセミナー

7 計画策定までの検討経過等

(1) 中央区高齢者施策推進委員会の開催

回数	開催日	検討内容
令和元（2019）年度		
第1回	令和元（2019）年 7月18日（木）	・計画の位置付け及び策定スケジュール ・中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況（平成30（2018）年度） ・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（案）
第2回	令和元（2019）年 9月12日（木）	・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査票（案）
令和2（2020）年度		
第1回	令和2（2020）年 6月16日（火）	・中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況（令和元（2019）年度） ・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査結果報告
第2回	令和2（2020）年 7月21日（火）	・計画の枠組みおよび保健・医療・福祉に関する国・都の状況 ・高齢者を取り巻く状況 ・基本理念と基本目標
第3回	令和2（2020）年 8月26日（水）	・高齢者施策の方向性
第4回	令和2（2020）年 10月29日（木）	・中間のまとめ（案）
第5回	令和3（2021）年 2月2日	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画シンポジウムの報告 ・パブリックコメント結果 ・中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）

(2)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画シンポジウムの開催

開催日 令和2（2020）年12月20日（日）
場所 中央区役所8階大会議室
内容 基調講演
中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について

(3)パブリックコメントの実施

実施期間 令和2（2020）年12月11日（金）～令和3（2021）年1月8日（金）

8 中央区高齢者施策推進委員会 委員名簿

区 分		氏 名	所 属 団 体
学識経験者	委 員 長	和 気 康 太	明治学院大学社会学部教授
	副委員長	望 月 孝 裕	明星大学人文学部福祉実践学科 特任准教授
医療関係団体		斎 藤 達 也	中央区医師会
		玉 寄 兼 治	日本橋医師会
		寺 田 香 織	京橋歯科医師会
		加 藤 弘 文	お江戸日本橋歯科医師会
		佐 久 間 悟	京橋薬剤師会
		菅 野 佐 百 合	日本橋薬剤師会
福祉関係団体		田 中 榮 子	中央区民生・児童委員協議会（令和元年12月15日まで）
		平 賀 淳 子	中央区民生・児童委員協議会（令和元年12月16日から）
		岡 田 良 光	中央区高齢者クラブ連合会
		古 田 島 幹 雄	中央区社会福祉協議会
区民代表		土 田 笑 子	公募区民（第1号被保険者）
		佐 藤 千 佳 子	公募区民（第2号被保険者）
		間 矢 重 三	公募区民（介護保険サービス利用者またはその家族等）
福祉サービス事業者		吉 澤 衣 代	中央区介護保険サービス事業者連絡協議会
		中 島 佳 久	中央区シルバー人材センター（令和2年3月31日まで）
		坂 田 直 昭	中央区シルバー人材センター（令和2年4月1日から）
地域包括支援センター		渡 辺 恵 美 子	月島おとしより相談センター（令和元年9月30日まで）
		當 山 貴 子	月島おとしより相談センター（令和元年12月16日から）
区職員		浅 沼 孝 一 郎	企画部長
		田 中 智 彦	福祉保健部長
		吉 田 和 子	高齢者施策推進室長
		山 本 光 昭	中央区保健所長

（敬称略：順不同）

9 中央区高齢者施策推進委員会設置要綱

平成26年5月1日
26中福高第440号

(設置)

第1条 中央区(以下「区」という。)における高齢者施策及び介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施を図るため、「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「計画」という。)の見直しを行うとともに、事業の実施状況を点検・検討し、その推進を図るため、中央区高齢者施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 計画の改定に関すること。
- 二 計画の進捗状況の点検及び計画の推進に関すること。
- 三 介護サービスの量の確保と質の向上に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、21人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 2人以内
 - 二 医療関係団体の構成員 6人以内
 - 三 福祉関係団体の構成員 3人以内
 - 四 区民代表 3人以内
 - 五 福祉サービス事業者 2人以内
 - 六 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員 1人以内
 - 七 区の職員 4人以内
- 3 前項第4号の区民代表は、公募による。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内において、区長が別に定める。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等及びその職務)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

